

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和7年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <p>①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</p> <p>②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</p> <p>③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表139項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第141条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町保健福祉課
②所長等の役職名	保健福祉課長

②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町保健福祉課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、システムへのデータ入力事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、統合宛名システム(情報連携)により行うこととしているところ、あらかじめ健康管理システムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。 また、統合宛名システム(情報連携)により他自治体より情報を入手することとしているが、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健福祉課長 宮阪 学	課長	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手 目		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		十分である	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康増進法の規定に則り、成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務	事前	
令和4年3月11日	2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに内閣府・総務省令第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	
令和4年9月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利	紀美野町長は、	紀美野町は、	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430	紀美野町保健福祉課 〒640-1121和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-	事前	再実施での見直し修正
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数	2022/3/11	2022/9/1	事前	再実施での時点更新
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数	2022/3/11	2022/9/1	事前	再実施での時点更新
令和5年5月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事後	再実施での見直し修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	実施する	実施しない	事後	再実施での見直し修正
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数	2022/9/1	2023/4/1	事後	再実施での時点更新
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数	2022/9/1	2023/4/1	事後	再実施での時点更新
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第111項、 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第54条	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号、別表第二の102の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第50条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表139項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第141条	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年11月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更